

計 算 書

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
1	平〇. 2. 3	300,000		18%				300,000		
2	平〇. 2.26		10,000	18%	23	3,402		293,402		
3	平〇. 3.25		20,000	18%	27	3,906		277,308		
4	平〇. 4.27		20,000	18%	33	4,512		261,820		
5	平〇. 5.23		25,000	18%	26	3,357		240,177		
6	平〇. 6.25		20,000	18%	33	3,908		224,085		
7	平〇. 7.27		30,000	18%	32	3,536		197,621		
8	平〇. 8. 4	600,000		18%	8	779	779	797,621		
9	平〇. 8.25		20,000	18%	21	8,260		786,660		
10	平〇. 9.24		50,000	18%	30	11,638		748,298		
11	平〇.10.26		50,000	18%	32	11,808		710,106		
12	平〇.11. 4	250,000		18%	9	3,151	3,151	960,106		
13	平〇.11.27		65,000	18%	23	10,889		909,146		
14	平〇.12.26		500,000	18%	29	13,002		422,148		
15	平〇. 1.27		70,000	18%	32	6,661		358,809		

相手方との取引経過に基づいて、各欄に記載します。
 利率欄は、利息制限法に定める利率となります。
 日数、利息、未払利息、残元金、過払利息及び過払利息残額の各欄は、あなたが計算し、その結果を書いてください。

【参考】

利息制限法

第1条：金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左(次)の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

元本が10万円未満の場合 年2割
 元本が10万円以上100万円未満の場合 年1割8分
 元本が100万円以上の場合 年1割5分

第4条：金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第1条に規定する率の1.46倍を超えるときは、その超過部分につき無効とする。

記 載 省 略

32	平〇. 8.30		12,000	18%	31	582		26,666		
33	平〇. 9.26	20,000		18%	27	355	355	46,666		
34	平〇.10.25		30,000	18%	29	667		17,688		
35	平〇.11.27		40,000	18%	33	287		-22,025		
36	平〇.12.30		35,000	18%	33			-57,025	99	99
37	平〇. 1.31		26,000	18%	32			-83,025	249	348
38	平〇. 2.26		38,000	18%	26			-121,025	295	643